

競争入札参加資格登録者 各位

新ひだか町総務部契約管財課長

**令和6年度の建設工事等の入札に係る留意事項について**

このことについて、次のとおり入札等に係る留意事項をまとめましたので、内容を十分ご確認いただいたうえで入札にご参加いただきますよう、お願いいたします。

記

1 入札・契約に係る注意事項等について

- ・ 別紙の「6年度の建設工事等の入札に係る留意事項について」のとおり

2 変更事項等

入札等の参加に当たっては、以下の項目については、特に留意してください。

- ・ 発注標準額及び等級格付の変更の有無
- ・ 再度入札の回数の変更
- ・ 見積策定単価の公表に係る閲覧用設計図書等の取扱い
- ・ 週休2日制工事の実施について
- ・ 法定外の労災保険の付保の要件化について

**【令和6年5月1日以降適用】**

- ・ 最低制限価格の算出方法の変更～測量、地質調査及び土木設計等業務委託

**【令和6年7月1日以降適用】**

- ・ 最低制限価格の算出方法の変更～建築設計等業務委託

(契約係)

# 令和6年度の建設工事等の入札に係る留意事項について

(令和6年6月3日)

## 1 最低制限価格の算出方法の変更について

令和6年5月1日以降の入札から、測量、地質調査及び土木設計等業務委託における最低制限価格の算定に係る各種経費の算入率の一部が変更となります。

また、令和6年7月1日以降の入札から、建築設計等業務委託における最低制限価格の算定に係る各種経費の算入率の一部が変更となります。

変更内容の詳細については、町公式ホームページの「トップページ → 行政・まちづくり → 入札・契約 → 入札・契約(建設工事・設計等業務委託) → 入札・契約要綱等 → 低入札価格調査制度・最低制限価格制度について」に掲載しておりますので、ご参照ください。

## 2 令和6年度の発注標準額及び等級格付等について

令和5年度に決定した令和5・6年度の発注標準額、等級格付等に基づき入札を行います(令和5年度と変わらず)。

## 3 再度入札の回数の変更について

令和6年4月1日以降に発注する建設工事等について、入札開札時における入札の回数について、変更します。なお、積算基準や単価など多くの情報が公表されていること、入札参加者においても積算に関する情報収取、分析など積算精度の向上していること、国等の取扱いにおいて既に早くから原則2回としていたことなどを踏まえて、変更するものとなります。

- ・ 変更前 ～ 原則として入札回数**3回**(初度、再度**2回**)
- ・ 変更後 ～ 原則として入札回数**2回**(初度、再度**1回**)

※ 期間入札(郵便入札等)は、現在と同じく2回(初度、再度1回)から変更ありません。

## 4 見積策定単価の公表に係る閲覧用設計図書等の取扱いについて

令和6年3月8日付で町産業建設部長通知により「見積策定単価の公表について」で事業者宛て町ホームページにて通知しています。閲覧用設計図書等において「建設資材等単価の公表について」の例により参考資料の一つとして掲載されることになることとなりますので、ご承知ください。

## 5 週休2日制工事の実施について

建設業界では、担い手不足が懸念され、若手技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、若手技術者等の入職促進策として、建設現場における週休2日制の確保などによる働き方改革の実現が建設産業全体で求められ、国全体でその施策の推進を実施しています。また、労働基準法の改正により、建設産業においても、令和6年4月から罰則付き時間外労働規制が適用となったことから、当町において発注する工事につきまして、令和6年4月より週休2日制工事を実施することとなりましたので、ご承知ください。

なお、週休2日制工事に係る取扱いについては、町のホームページにてお知らせしておりますので内容についてご確認ください。

## 6 法定外の労災保険の付保の要件化(工事・業務等)について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正により、公共工事等に従事する者の業務上の負傷に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約(「法定外の労災保険」という。)の保険料を予定価格へ反映することが、発注者の責務として位置づけられているところです。

なお、「法定外の労災保険」は、業務上又は通勤途中での災害により死亡、重度の身体障害を残したり、傷病の状態にある場合に、国の労働者災害補償保険(労災保険)の給付に上乗せした共済金を給付する補償制度です。

このことから、町発注工事においても該当する工事等(現場作業が発生する工事・業務)の特記仕様書において、「法定外の労災保険」の付保が必要である旨を明示することとなります。

令和6年4月以降に発注する工事等につきまして、契約締結後の工事着手前までに保険証券等の写しを工事監督員へ提出していただくこととなりましたので、適切な対応を行ってください。

※ 国の労働災害補償保険の加入の写しとは異なりますので注意してください。

## 7 建設発生土の搬出先の明確化について

近年の災害の激甚化・頻発化や不適切な盛土等による土砂災害リスクの増加を背景に、危険な盛土等の発生を防止するため、国においては契約書の記載事項に建設発生土の搬出先等を追加したことから、当町においても該当する各契約の契約書、特記仕様書において搬出先の指定を行っていますので、ご承知ください。

## 8 共同企業体の契約保証金の納付等の免除の廃止について

令和5年度より工事において、共同企業体における過去2年間の同種同規模実績要件による免除の取扱いを廃止し、単体企業と同様に契約保証金の納付、担保の提供又は履行保証等を必要とする取扱いとしていますので、ご留意ください。

## 9 経営事項審査の有効期間について

一般に「**経審**」と呼んでいるものです。契約時点で有効な経営事項審査の結果通知(経営規模等評価結果通知書・総合評定結果通知書)を有していなければ、町と工事請負契約を結ぶことはできません。

**落札後に有効期間が切れていることにより、契約締結期限内に契約ができない場合には、指名停止、違約金の徴収の措置を行うこともありますので、十分注意してください。**(有効な結果通知を用意できない場合は、入札の参加を辞退願います。)

有効期間は、経営事項審査結果通知書の中央上部に記載のある「審査基準日」から1年7ヶ月です。

例えば審査基準日が「令和6年3月31日」なら、有効期間は「令和7年10月31日」までとなります。振興局に申請してから通知まで1ヶ月程度かかりますので、余裕をもって申請して下さい。

また、**新しい経営事項審査の結果通知が届いた場合には、その写しを共同審査システムを利用して速やかに提出してください。**※町入札参加登録工種の資格に係る建設業許可の総合評定値(P)を受けていること。

入札間近で確認が必要な時は、直接提出を求める場合がありますのでご承知ください。

## 10 公共工事における施工体制台帳の作成等について

施工体制を把握するための施工体制台帳並びに施工体系図の作成義務は、**公共工事については、下請金額に係わらず、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結する時は、すべてにおいて施工体制台帳・施工体系図を作成し、その写しを発注者(町)に提出する事が必要になります。**(現場代理人等指定通知書等に関係書類を添付して提出してください。)

その他、施工体制等(一括下請負違反や主任技術者等の適正な配置を怠った場合等)の法令違反を行った場合は、建設業許可行政庁(国又は北海道)より監督処分を受ける場合もありますので、ご留意ください。

## 11 現場代理人の他工事との兼任及び配置技術者の取扱いについて

現場代理人の取扱いは、「現場に常駐(=専任)」することを求めています、「新ひだか町発注工事における監理技術者等及び現場代理人に関する取扱要領」に基づき、現場代理人の兼務を認める場合があります。

また、建設工事の適正な施工を確保するため、建設業法や国の監理技術者制度運用マニュアル(令和4年12月23日一部改正有り)等により、技術上の管理を行う主任技術者又は監理技術者等の工事現場への適正な配置(技術資格・雇用形態・配置条件等)が求められております。

**建設業許可庁(国・北海道)や町の発注工事における主任技術者等及び現場代理人に関する取扱要領等をご確認のうえ、技術者等の適正な配置等について、ご注意ください。**

なお、落札者が、適正な主任技術者等を配置できない場合は、契約を締結できないだけでなく、地方自治法施行令第167条の4第2項に該当し、当町競争入札参加資格関係事務処理規程に基づき、今後の入札の参加が制限される恐れがありますので、手持ち工事などを勘案し、入札前に配置可能かどうか確認のうえ、配置できない場合は、入札までに入札辞退届を速やかに必ず提出願います。

特に専任配置の技術者が必要な工事の入札時は十分注意願います。なお、辞退を理由に、今後不利益を受けることはありません。

## 12 工事・業務実績情報サービス(コリンズ・テクリス・パブディス)における工事・業務内容の登録について

工事請負代金額が500万円以上(税込)の建設工事について、請負業者が工事实績情報サービス(コリンズ)に登録しなければならない旨を、工事共通仕様書等に記載しております。受注の際には、工事監督員の確認を受けた後に、JACIC(日本建設情報総合センター)へ登録申請を必ず願います。(受注登録時の「**工事概要等の記載**」の登録・変更登録・竣工登録を含む。)

なお、調査設計業務・地質調査業務・測量業務及び補償コンサルタント業務等の業務委託においても、発注業務の共通仕様書等で登録を求めている場合は、**テクリス**への登録申請(業務請負代金額が100万円以上を対象)を、建築関係業務については、**パブディス**への実績登録をお願いします。

## 13 入札時における工事費等内訳書の提出に関する取扱いについて

平成30年4月1日以降の入札より、入札契約適正化法に基づく指針、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、工事費等内訳書に不備(提出者名や工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等)がある場合には、原則、入札を無効とする当町の取扱いを定めております。詳しくは、町公式ホームページ掲載の「入札時における工事費等内訳書の提出に関する取扱いについて」をご覧ください。

## 14 地元業者の活用のお願について

元請業者の皆様におかれましては、工事資材の調達や工事の下請けに関し、可能な限り地元業者を活用していただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

### ◎ 新ひだか町に関する入札・契約情報について

新ひだか町公式ホームページ <https://www.shinhidaka-hokkaido.jp> (行政・まちづくり→入札・契約)

**競争入札参加資格審査申請の内容に変更があった場合は、速やかに共同審査システムにて変更届出の手続きをしてください。(造林業種につきましては、入札参加資格審査担当課へ届出をしてください。)**

(契約管財課契約係)